

令和元年 9 月 3 0 日  
大 阪 税 関 業 務 部

コーンスターチに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について（お知らせ）

本年度の初日から 8 月末日までの期間における関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 1 5 の項に定める物品（以下「コーンスターチ」といいます。）の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの期間に輸入されるコーンスターチについて、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりましたのでお知らせします。

記

| 品目（関税暫定措置<br>法別表第 1 の 6 の<br>1 5 の項に定める<br>物品） | 統計品目番号      | 関税率                      |               |
|------------------------------------------------|-------------|--------------------------|---------------|
|                                                |             | 特別緊急関税<br>発動前<br>(WTO税率) | 特別緊急関税<br>発動後 |
| コーンスターチ                                        | 1108.12-099 | 119円/kg                  | 158.67円/kg    |

（注）

関税割当てを受けて輸入される物品については、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により、特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については、同項第 6 号の規定により、それぞれ特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第 1 部門  
（06-6576-3313）までお問い合わせください。